

意見提出者	個人
1. 項目	フィルタリングの義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律や、東京と青少年の健全な育成に関する条例において、携帯電話のフィルタリング使用の義務化がなされていますが、これには問題があります。</p> <p>義務化されることにより、違反したものを罰することができる、つまり、警察などに調査する権利が生まれることを意味します。</p> <p>消費者やインターネット企業などから反対の声が多数上がったにも関わらず強引に義務化が決まったことを、強く遺憾に思います。</p> <p>フィルタリングのアドレスリストを管理する団体には、純然たる公平性と透明性が必要です。しかしながら、義務化してしまうと公権力との結びつきがどうしても生まれ、公平性を保つことは不可能です。</p> <p>特に問題のないサイトがフィルタリングされた場合、青少年の知る権利を奪うことにもなります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</p> <p>東京と青少年の健全な育成に関する条例</p> <p>その他の地方自治体における、同様の青少年健全育成条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律を撤廃する。</p> <p>国から地方自治体へ是正命令を出す。</p>